

飲食店感染拡大防止対策助成金 Q&A

問合せ内容	回 答
<b>(1)申請方法について</b>	
1 申請書を直接持ち込みたい。	直接の持ち込みはできません。郵送かWebで申請してください。
2 当助成金を申請するために認証を取得したいのだが、どうすればいいのか。	認証制度は県の担当職員が店舗に訪問調査を実施した上で認証させていただきます。認証制度取得に関するお問合せは和歌山県危機管理局（073-441-2271）までお願いします。 県認証制度について（URL） <a href="https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011900/d00207294.html">https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011900/d00207294.html</a>
<b>(2)助成対象者について</b>	
1 本社は県外だが補助対象となるか。	経営する県内店舗が対象要件を満たしていれば、対象となります。 ※購入した物品は、必ず県内店舗で設置、使用してください。
2 一般社団法人や人格なき社団等は対象となるか。	対象要件を満たしていれば対象となります。
3 飲食店以外の認証制度を取得したが、対象となるか。	カラオケボックスの認証制度を取得した事業者の方のみ対象となります。
4 キッチンカーは対象となるか。	キッチンカーや露店、テントなど、実態として常設の店舗と認められないものは対象外です。
5 宿泊施設はすべて対象外か。	宿泊客のみ利用する飲食スペースしか設置していない宿泊施設は対象外ですが、宿泊客以外に飲食を提供する飲食スペース（店舗）を備えている事業者で飲食店の認証を取得していれば対象となります。
<b>(3)申請手続きについて</b>	
1 購入期限はあるのか。	令和3年4月1日から申請を行う日まで購入・設置し、支払いを終えたものが対象です。 なお、申請期間は、令和3年7月28日から令和3年10月29日までになります。
2 上限30万円になるまで待って、まとめて複数の経費分を申請してもよいか。	可能ですが、予算に限りがあり、申請期日より前に終了することがありますので留意してください。
3 当初、20万円で当助成金を申請したが、上限30万円なので、残り10万円を追加で申請しても問題ないか。	1事業者につき1回限りの申請ですので、追加（複数）の申請はできません。
4 複数店舗を申請したいのだがどうすればいいのか。	1事業者につき1回限りの申請となりますので、1回の申請で別記第1号様式別紙（1）に複数店舗をまとめて記載の上、申請してください。
5 3店舗の飲食店を経営しているが、上限は90万円でもいいか。	上限30万円×店舗数なので、対象店舗が3店舗であれば、上限90万円になります。店舗数の上限はありません。 なお、消耗品の上限は、この場合、9万円までとなります。
6 対象経費が6万円（税抜き）に達していないが、申請したい。	1事業者につき対象経費は6万円（税抜き）以上で申請が可能です。それに満たない金額で申請した場合は、対象外となります。
7 同一対象経費について、県内市町村の補助金を受けているが、問題ないか。	市町村からの補助額を対象経費から差し引いて計算してください。申請書では別記第1号様式別紙（2）の（C）に市町村からの補助額を記載してください。
8 対象経費は15万円で市町村から10万円の補助があった。この場合、自己負担分が5万円となり、6万円に達していないが、対象となるか。	もともとの対象経費が6万円（税抜き）以上であれば対象になります。 この場合の助成額は（15万円－10万円）×3/4＝3.7万円（千円未満切捨て）となります。

飲食店感染拡大防止対策助成金 Q&A

問合せ内容	回 答
9 店舗が複数あり、認証済の店舗とまだ認証されていない店舗がある。県の危機管理局に認証調査の依頼を出しているのだが、この状態では助成金の申請はできないのか。	県に認証調査を依頼済みで調査まで日にちを要する場合は、別記第1号様式別紙(1)の申請者情報の備考欄に「〇月〇日調査依頼済」と記載の上、申請してください。 認証調査のうえ認証が済み次第、当助成金の審査手続きを行います。
10 2月に購入したが、その支払いを4月1日以降に支払ったものは対象か。	4月1日以降に購入し申請日までに支払ったものが対象であり、2月に購入したものは対象になりません。
11 クレジットカードで支払った場合は、口座引き落としが申請日以降になっても問題ないか。	クレジットカードの支払いについては、クレジットを利用した時点で支払いが完了したものとみなします。
12 インターネットでポイントやクーポンを使って購入したものは対象となるか。	ポイントやクーポンで購入したものは、その使用分を除いた残額を対象とします。 なお、領収書等は、もとの金額とポイント等の額が分かるものを添付してください。
13 県外の店舗に設置する空気清浄機の購入・設置費は補助対象となるか。	対象外です。県内店舗への購入・設置費用のみ対象とします。
14 まだ認証を受けていない飲食店であっても、期間内に購入した備品は対象か。飲食店の営業許可を取得する前に購入した備品であっても対象か。(新規開業等を想定)	対象となります。ただし、申請時には営業許可を受け、認証を取得している必要があります。
15 対象期間中に購入したものの、領収書やレシートをすでに捨ててしまったが、申請は可能か。	領収書やレシート、クレジットカードの明細等、購入を証明できるものがなければ申請できません。
16 助成対象経費は消費税額を除いた額を記載することとなっているが、免税事業者や簡易課税事業者についても同様か。	免税事業者や簡易課税事業者についても同様に消費税相当額を除いた額を助成対象経費とします。
17 対象経費表の項目①～④の消耗品の対象経費は1店舗あたり3万円以内で問題ないか。	①～④の合計額が1店舗あたり3万円以内で申請ください。 なお、1事業者につき、対象経費は6万円(税抜き)以上で申請が可能です。
18 対象経費表の項目①～④の消耗品のみの申請は可能か。	対象経費表①～④の消耗品のみの申請はできません。⑤～⑩の消耗品以外の備品とあわせて申請してください。
19 領収書がない場合、レシートのみでよいか。	原則として、申請者が購入したことがわかるよう宛名が記載されているものが、必要ですが、(宛名の記載がない)レシートしかない場合は、レシートでも構いません。ただし、その場合でも、支払日、品名、数量、金額が分かるものを添付してください。
20 交付申請書に添付することとなっている通帳の写しについて、ネットバンキングであるため紙媒体の通帳がない。この場合、どうすればよいか。	電子通帳(Web通帳)等で、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像のコピーを提出してください。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像のコピー等、「銀行名・支店名」、「口座種別」、「口座番号」、「口座名義人」が確認できるものを提出してください。
<b>(4)対象経費について</b>	
1 申請要領にある対象経費表に記載のない消耗品や備品でも感染対策に効果があるものは対象となるか。	原則、対象経費表にある消耗品や備品が対象でそれ以外は対象外です。ただし、対象経費にある項目と名称は異なっても、同様の効果や内容であると認められるものについては、対象とする場合があります。
2 エアコンや空気清浄機の「抗ウイルスに効果があると認められる機能」とは具体的にどのような機能を備えていけばいいのか。	製品の特定はしておりませんが、エアコンであれば換気機能等、抗ウイルスに効果が認められる機能が説明書やカタログ等で証明できる製品が対象です。空気清浄機であれば、HEPAフィルター搭載等、抗ウイルスに効果が認められる機能が説明書やカタログ等で証明できる製品が対象になります。

飲食店感染拡大防止対策助成金 Q&A

問合せ内容	回 答
3 エアコンや空気清浄機の「抗ウイルスに効果があると認められる機能」が分かる資料はどの程度添付すればいいのか。	製造事業者名、商品名、型番と「抗ウイルスに効果があると認められる機能」が記載されている箇所を添付してください。
4 非接触型水栓はトイレの自動洗浄も含まれるのか。	非接触型水栓は、洗面台の水栓を非接触型に変更する場合は、対象です。トイレの自動洗浄や非接触の自動開閉ふた等、トイレ関連は対象外です。
5 フェイスシールドは対象となるか。	当助成金では対象外です。
6 インターネットで物品を購入した場合など、何を添付して提出すればよいか。	領収書等と同様に宛名、支払日・品名・数量・金額（税抜）が分かる資料（第3者が発行したもの）を提出してください。
7 空気清浄機のレンタル料やリース料は対象となるか。	レンタル料・リース料は対象外です。
8 スマホ用サーモグラフィカメラを導入する場合、スマートフォンも対象経費となるか。	カメラ単体では機能せず、スマートフォンと一体で機能するため、スマートフォンも対象とします。スマホ用二酸化炭素濃度測定器も同様です。ただし、通信費等ランニングコストと考えられる経費については、対象外となります。
9 非接触レジ（キャッシュレス決済機）設置にかかる周辺機器（タブレット端末やノートPC）は助成の対象となるか。	タブレットやノートPCをキャッシュレス決済機器と接続し、決済を目的としてのみ使用する場合には対象となります。したがって、決済目的以外で使用する場合には対象外となります。
10 お客様が自身のスマホから注文できたり、備付けのタブレット端末等から注文が可能な非接触注文システム等は対象となるか。	人的介入を控える非接触対応レジと同様と解釈し、対象とします。
11 空気清浄機やエアコンを購入する際に、別途、有料の延長保証に加入したが、対象となるか。	延長保証料は対象外です。但し、延長保証料が商品価格に含まれており、按分できない場合は対象とします。
12 代引き手数料は対象となるか。	代引き手数料は対象となります。
13 8月19日に対象経費に追加された「窓」について、すでに入手した別記第1号様式別紙(2)には、「窓」の項目がないが、どこに記載したらよいか。	⑫の「網戸」の項目に記載ください。 なお、HP上から様式をダウンロードされる場合は、⑫番目に「窓」の項目を追加しておりますので、そこに記載ください。